平成２１年（フ）第３２９２号
札幌市豊平区豊平６条８丁目２番18号　医療法人北志会札幌ライラック病院、住民票上の住所北海道枝幸郡枝幸町北幸町1624番地18
債務者　秋元ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２９３号
札幌市北区新琴似10条15丁目５番１号
債務者　小暮　典子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２９４号
札幌市北区新琴似10条15丁目５番１号
債務者　板井　香奈（旧姓小暮）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２９８号
札幌市中央区南18条西７丁目２番35号　パレスマンション山鼻84―１Ｂ号
債務者　片岸　博之
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３０９号
札幌市東区中沼４条１丁目４番15号
債務者　遠藤　弘之
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３４９号
札幌市白石区川下３条６丁目１番26号　市川ビル202号
債務者　大村　時夫（旧姓名李東雄）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５０号
札幌市白石区川下３条６丁目１番26号　市川ビル202号
債務者　大村やへ子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５３号
札幌市中央区宮の森４条５丁目１番６号　ガーデンハイム宮の森205号
債務者　塚田　一雄
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５４号
札幌市豊平区月寒西１条４丁目２番７―207号
債務者　狩野　典子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９９号
札幌市中央区北16条西15丁目１番15号　パレスサンホーム１号
債務者　齋藤久美子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１４号
札幌市北区新琴似３条７丁目１番19号　丸不二102号
債務者　白浜　勝子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６７６号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林42番地252
債務者　大宮　一展
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６８３号
盛岡市川目第７地割160番地56
債務者　中屋　直子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６８７号
岩手県北上市柳原町３丁目５番21号　新開荘６号、旧住所岩手県北上市和賀町長沼６地割125番地
債務者　佐々木勝己
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６９５号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第10地割92番地２
債務者　三浦真由美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０２号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第５地割23番地６
債務者　志村　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０４号
盛岡市中太田新田25番地688　エコロジーピノキオⅡ101号
債務者　立花　則子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部